

— 第4次 —
京田辺市
総合計画

2020
▼
2031



文化・教育
Culture & Education



健康
Wellness

KYOTANABE

Collaboration!

～ 緑豊かで健康な文化田園都市～

田園都市
Garden City



安全・安心
Safety



緑

Rich in nature



— 第4次 —
京田辺市
総合計画

令和2年3月

京田辺市



— 豊かな自然に恵まれた京田辺 —



「ココ、ええやん！京たなBEST」認定作品より（R2(2020)年3月）
【撮影者】 上と右下・みるくさん 左中・栗原晋さん 左下・柴家碧さん



京田辺市長

上村 崇

「令和」という新たな時代の始まりとともに、本市では住民基本台帳人口が7万人を突破し、今後も子育て世代を中心に転入が続くなど、着実な成長が見込まれています。

このことは、鉄道や高速道路網など優れた交通利便性、里山やまちなかの緑といった豊かな自然環境など、本市の魅力を多くの方々に認めていただいた証です。

そして、これら今日の本市の発展は、今までまちづくりに関わった方々が、京田辺のことを誇りに思い築きあげてこられた努力が結実したものです。

このたび策定いたしました「第4次総合計画」は、これまでのまちづくりを継承し、目指す都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、これからのまちづくりの基本方向を、「安全・安心」「緑」「健康」「文化・教育」「田園都市」の5つの柱にまとめています。

また、子育て支援をはじめ、私の政策集に関連した重点的な取組みを「5+（プラス）1の重点プロジェクト」にまとめています。

この計画を着実に遂行することで、京田辺のさらなる魅力を創造し、世代を超え、みんなが住み続けたいと思えるまちとなるよう、市民の皆さまと一緒に、まちづくりに取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、約2年間にわたりご審議いただいた総合計画審議会の委員の皆さまをはじめ、ワークショップやアンケート、パブリックコメントにご協力いただいた市民の皆さま、ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

策定にあたって

第1 総合計画の目的と構成	2
第2 社会潮流	5
第3 京田辺市の主な課題	8

基本構想

第1 目指すまちの姿	12
1 理念	12
2 都市像	13
第2 将来人口	14
第3 将来都市構造	15
1 都市構造の考え方	15
2 都市構造	16
3 地域別のまちづくりの方向性	18
第4 目指すまちの実現に向けて	19
1 基本姿勢	19
2 基本方向	21

まちづくりプラン

重点プロジェクト

重点プロジェクトとは	26
重点プロジェクトと施策体系との関係	26
重点プロジェクトⅠ 生み育てる喜びが感じられる子育て支援と人づくり	28
重点プロジェクトⅡ 市民協働による安全・安心な地域のまちづくり	30
重点プロジェクトⅢ だれもが安心して暮らし続けられる支え合いづくり	32
重点プロジェクトⅣ まちの利点を生かした産業振興と未来への基盤づくり	34
重点プロジェクトⅤ 時代の変化に対応した新たな都市づくり	36
重点プロジェクト+1 開かれた行政、市民と未来を創る市役所	38

分野別計画

施策の体系	42
(1) 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】	47
1 防災・減災	48
2 消防	50

3 治水	52
4 交通安全・防犯・消費生活	54
5 平和・友好交流	56
6 人権尊重・男女共同参画	58
〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】	61
1 自然環境・都市緑化	62
2 都市景観・生活環境	64
3 地球温暖化対策・循環型社会	66
〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】	69
1 健康づくり	70
2 地域福祉	72
3 高齢者福祉	74
4 障がい者福祉	76
5 社会保障	78
〈4〉 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】	81
1 子ども・子育て	82
2 就学前～小・中学校教育	84
3 文化振興	88
4 社会教育	90
5 スポーツ振興	92
〈5〉 活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】	95
1 土地利用・市街地整備	96
2 道路・公共交通	98
3 都市環境	100
4 農業	104
5 商工業・観光・企業立地	106
〈6〉 まちづくりプランの推進のために【市民協働・行財政運営】	109
1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動の推進	110
2 交流・連携の推進	112
3 持続可能な行財政運営の推進	114
資料編	117

— 第4次 —
京田辺市
総合計画

◆
策定にあたって

第1 総合計画の目的と構成

1 目的

総合計画は、本市が目指す都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であり、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものです。

本市は、昭和59年(1984)の「田辺町総合計画」以降、現行の「第3次京田辺市総合計画」(平成18年(2006)策定)まで、一貫して都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を目指したまちづくりに取り組んできました。

近年、国内全体の人口減少と少子高齢化の進展、地球規模での環境変化と災害リスクの高まり、情報通信技術(ICT*)の進展、地方創生の取組みなど、本市をとりまく社会潮流は大きく変化しています。

また、国際連合において、持続可能な開発目標として17の目標(SDGs*)が掲げられ、国内においても、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGsの視点を最大限に生かしたまちづくりを進めることが求められています。

本市は、今後も10年程度人口増加が見込まれますが、その後は緩やかに減少し少子高齢化が進むものと推計されています。また、今後、新名神高速道路の全線開通や北陸新幹線の新駅設置が計画されています。

このような状況を踏まえ、これまで進めてきたまちづくりを継承し、さらなる推進と深化のために、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流、直面する課題などに的確に対応した新たなまちづくりの指針として、第4次京田辺市総合計画を策定します。

*『ICT』Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術

*『SDGs』Sustainable Development Goals の略。国際連合において、持続可能な開発目標として17のゴールが掲げられ、国内においても、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGsの視点を最大限に生かしたまちづくりを進めることが求められている。17のゴールと169のターゲットから構成

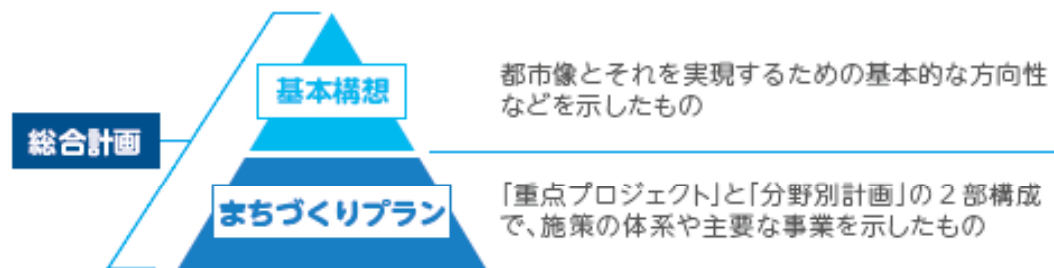
2 構成

本計画は、京田辺市総合計画条例(平成30年京田辺市条例第1号)に基づき、「基本構想」と「まちづくりプラン」の2階層で構成します。

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や施策展開の基本的な方向性、目標を示すものとして示します。

まちづくりプランは、基本構想に基づき、基本施策の体系や施策を実現するための主要な事業を示すものとして、「重点プロジェクト」と「分野別計画」の2部構成とし、市長マニフェストと連動したものとします。

市が別に策定する個別の行政分野における計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合性に留意します。



【総合計画の構成イメージ】

3 計画期間

長期的なまちづくりの基本指針である基本構想の計画期間は、令和2年度(2020)から令和13年度(2031)までの12年間とします。

まちづくりプランの計画期間は、前期、中期、後期のそれぞれ4年間とします。



【総合計画の計画期間】

4 進行管理

まちづくりプランの進行管理にあたっては、施策の実行性を確保するため、予算編成、事務事業評価、行政改革、組織目標、人事評価など、既存の行政管理システムを最大限活用したPDCAマネジメントサイクル*によって施策の進行管理を行います。重点プロジェクトについては目標指標を設定し、施策の進行管理を確実に実施します。

*『PDCAマネジメントサイクル』Plan(計画)Do(実行)Check(評価)Action(改善)のPDCAを一連の流れとして繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく管理手法

第2 社会潮流

1 人口減少・少子高齢化の進行

- ・我が国の総人口は平成20年(2008)をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口は、少子高齢化の進行によって平成7年(1995)をピークに減少しています。
- ・今後も、年少人口、生産年齢人口は減少を続ける一方、老年人口は令和24年(2042)まで増加し、高齢化率は、令和47年(2065)には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。
- ・特に、地方の人口減少は顕著で、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退や縮小、空家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地などの増加、地域コミュニティの機能低下などが危惧されています。

2 環境変化と災害リスクの高まり

- ・IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)によると、21世紀末までに世界の平均気温は、2.6℃～4.8℃上昇すると予測されており、気象災害が激化するなか、世界経済も気候変動を最大のグローバルリスクの一つとして認識しています。
- ・我が国においても、近年の気候変動に伴い、短時間強雨の発生回数が増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、大規模な土砂災害も発生しています。
- ・平成26年(2014)6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、防災、減災などの取組みが進められています。

3 情報通信技術(ICT)の進展

- ・情報通信技術(ICT)の進展により、情報、モノ、資本などのあらゆるものが結びつき、相互に影響を与える時代が始まっています。
- ・ロボットや人工知能(AI*)が産業や身近な商品、サービスなど、生活の様々な場面に使われ、生産性の向上や人手不足の解消が期待されており、インターネットを媒体として様々な情報とモノがつながる仕組み(IoT*)の活用も進められています。
- ・一方で、サイバー攻撃*やインターネットの利用に伴う消費者トラブルなどが増加し、社会経済活動や普段の日常生活がおびやかされていることから、より一層のセキュリティ対策と消費者保護の推進が必要となっています。

4 地方創生への取組み

- ・平成26年(2014)11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、少子高齢化への対応と、人口減少の歯止め、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、活力ある地域社会を維持していくこととされました。
- ・それを受け「地方創生推進交付金」が創設されるなど、各地で地方創生に関する取組みが進められています。
- ・また、平成28年(2016)3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識のもと、関係省庁が連携しながら施策に取り組んでいます。

*『AI』Artificial Intelligence の略。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術

*『IoT』Internet of Things の略。人を使わず、モノが自動的にインターネットと繋がる技術

*『サイバー攻撃』ネットワークを通じ、コンピュータに対して破壊活動やデータの改ざんなどを行う行為

5 公共施設・インフラの老朽化

- ・我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設、道路、橋梁などが建設されており、今後、それらの公共施設などが一斉に更新時期を迎えることが見込まれています。
- ・一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有しているすべての公共施設などの維持補修や更新財源を確保していくことは、一層困難になると想定されます。
- ・平成26年(2014)に国からの要請により、地方公共団体では、公共施設などの管理計画を策定し、公共施設などの現況や将来見通しを基に、施設の集約化、複合化や長寿命化、管理運営の効率化など、公共施設マネジメントを推進することが求められています。

6 働き方改革

- ・平成28年(2016)6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、働く人一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るよう、多様な働き方のなかで、自分の未来を自ら創造できる社会を創り、意欲ある人に多様なチャンスを生み出すこととしています。
- ・平成29年(2017)に「働き方改革実行計画」が閣議決定され、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療や子育て・介護などと仕事の両立、障がいのある人や高齢者の就業促進、外国人材の受入れなどについて取組みが進められています。
- ・平成30年(2018)7月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などについての法整備も行われています。

第3 京田辺市の主な課題

1 安全・安心

- ・だれもが安全に安心して生活できるよう、防災施設・設備の整備、治水対策の推進などによる防災力の強化と、交通安全や地域防犯対策の推進が求められています。
- ・普段から市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の円滑な避難のために、自治会など地域組織、ボランティア組織のネットワークの育成を進めることが求められています。
- ・災害発生時に市民への被害や影響を最小化するため、迅速に応急、復旧対応ができる体制づくりを行うことが求められています。
- ・一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、人権が尊重される社会を形成するとともに、社会のあらゆる分野に男女が均等に参画できる男女共同参画社会の基盤づくりが求められています。

2 環境

- ・自然環境を保全するとともに、地域の豊かな自然と共存する緑あふれるまちづくりが求められています。
- ・持続可能な社会を創出するために、市民や事業者との協力による、ごみ減量化などの循環型社会の推進と、省エネなどによる地球温暖化対策の推進が求められています。

3 健康・福祉

- ・市民が自ら健康の維持増進に取り組めるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進することが求められています。
- ・子育て世代、子ども、障がいのある人、高齢者などが、孤立することのないよう地域のなかで住民同士がつながる交流の場を増やす取組みが求められています。
- ・高齢者、障がいのある人など、だれもが住み慣れた地域で自立して住み続けることができるよう、医療・福祉サービスの充実と、働く場の確保が求められています。
- ・高齢者が元気で生きがいをもって暮らせるよう、これまで培ってきた知識や経験を生かす機会や、多世代と交流する場の確保が求められています。

4 子育て・教育・文化

- ・若者、子育て世代が住んでみたい、住み続けたいまちになるための、結婚、出産、子育てしやすい環境と仕組みづくりが求められています。
- ・特色ある学校教育の推進による教育水準の維持・向上や中学校給食実施に向けた取組みが求められています。
- ・市民の文化ネットワークの拠点整備や、伝統と文化の継承による地域への愛着や誇りの醸成が求められています。
- ・大学のあるまちとして、学生とのふれあいなどを通じた、学研都市ならではの教育・生涯学習環境やスポーツ環境などの充実が求められています。

5 都市・生活基盤・産業

- ・交通利便性を生かした、北部、中部、南部それぞれの拠点への都市機能の集積と、鉄道や高速道路などの広域交通ネットワークを生かし、京都府南部の広域的な拠点としての役割を担うためのまちづくりが求められています。
- ・北陸新幹線新駅の設置により、その効果をまちづくりに最大限に生かすため、インフラ整備の検討を進めるなど、準備に取り組むことが求められています。
- ・良好な住環境の維持・充実とともに、鉄道によるさらなる交通利便性の向上、バス交通ネットワークの維持に向けた利用促進が求められています。
- ・上下水道をはじめとした都市基盤の耐震化と長寿命化が求められています。
- ・将来の担い手育成や、本市の特産品などを生かした地域ブランドの確立、大学や研究機関との連携などによる、農業や商業、工業の活性化が求められています。
- ・豊かな自然資源や歴史・文化・スポーツ資源など、本市の魅力を生かしたインバウンド*にも対応できる観光の創出が求められています。
- ・交通利便性と増加する労働力人口を生かした、企業立地の促進が求められています。
- ・市民みんなが交流できる場づくりや中心市街地の活性化などを通して、まちのにぎわいを創出することが求められています。

*『インバウンド』訪日外国人旅行

6 魅力発信・協働・行財政運営

- 本市に多くの人に興味を持ち訪れてもらえるように、市の魅力を発信していくことが求められています。
- 地域活動やまちづくりを担う団体の取組みの活性化を図るため、活動意欲のある市民(団体)が活躍できる環境整備を進めることが求められています。
- 効率的・効果的な行政サービスを提供するため、限られた財源の有効活用、公共施設マネジメントの推進、民間活力の導入や大学、高校との連携によるまちづくりが求められています。
- 確実にまちづくりを進めるため、企業誘致や公共料金(上下水道など)の適正化など、安定した財源を確保することが求められています。